

六月の納税
固定資産税
第二期分

福生町広報

発行所 福生町役場

発行兼 福生町役場
編集人 総務課

印刷所 昭和印刷KK

昭和 36 年 20 月 1 日 第 15 号



町立第三小学校プール完成近し

昨年、町立第一小学校と第二小学校に小学校児童専用のプールが建設されましたが、これに引続き第三小学校でも都の失対事業により、去る昭和35年9月1日よりプール建設事業を着工いたしました。このプールは、25米プールで巾員11米を6コースに分け、深さは1米～1.2米です。その外、附属施設としてシャワー室等を備えた理想的なプールです。又現在第四小学校でも町の単独事業で、同規模のプールの建設が進捗中でありまして、これも6月一杯には完成の見込みで、町内の小学校全部にプールが設けられまして、近年、多摩川の水不足、汚染等種々の障碍により思うにまかせなくなりました子供達の水泳も、これで心配がなくなりまして安全、技術の修得、体位の向上等学校教育上からも大きな効果を得るわけです。

尚、町では出来るだけ早い時期に50米の本格的な町民プールの建設も計画して、現在、国庫補助、起債等財源の確保のために種々交渉中であります。

町政を明るくするため

隣組に加入いたしましょう

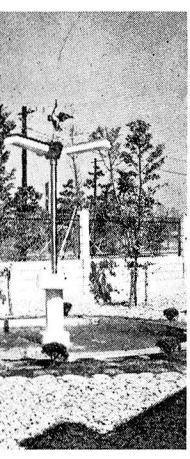
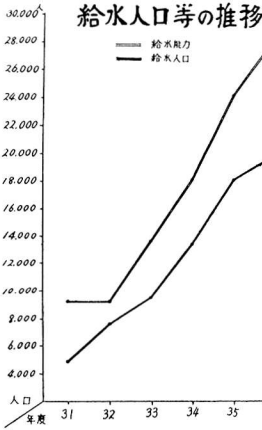
発達著しい上水道事業

給水可能人口二万五千人

福生町の上水道事業は、昭和二十七年十一月簡易水道として発足し、翌二十八年二月に武蔵野台地の一角にさく井の築造にとりかかってから八年有余の歳月を経て、いまこの間、町民各位の絶大な御愛顧により昭和二十九年十月簡易水道から上水道に切り替えると共に、第一期拡張三年計画が開始され、給水区域を漸次拡大、更に昭和三十三年には福生町全域を給水区域とする第二期拡張五年計画が総工費一億二千八百万円の予算をもって着工され、爾来、着々進捗して、いま上水道事業も一応の完成を見るわけです。

現在、町の水道は五つの深井戸と三ヶ所の浄水場と延十五台の配水ポンプをもって給水して、一日最大給水能力は四千七百トンで約二万五千人に給水出来ることになって、いま、配水本管の延長は約四万七千六百メートルに及んでおり、概ね全町にわたって布設されていて、給水戸数も四千戸を突破しています。

給水人口等の推移



【写真】は完成した第二浄水場噴水の

さて、過般完成を見た第二期浄水場は、昭和三十四年八月に用地買取をし、翌三十五年三月に配水池築造工事に着手してから総工費一千五百三十七万円が投じられました。

浄水場は、昭和三十四年八月に用地買取をし、翌三十五年三月に配水池築造工事に着手してから総工費一千五百三十七万円が投じられました。貯水池、ポンプ室上屋、配水ポンプとその電気設備等が施工されました。貯水量は四百八十トンで、第一浄水場の配水池二つを合せたものより大きくなっています。これは町営グラウンドの入口にある第四水源から導水されていますが、今後、多摩台水源の自動給水されることになり、

より今年の夏は、水の心配は全く考えられなくなりまして町民皆様の御利用にも御迷惑を掛けないことをお約束しております。

◎水道サービスデー
来月六日九日

皆様方に毎日愛護され、水道も給水以来七年になり

国民年金保険料の納付方法について

いよく国民年金の保険料の納付が四月一日より全国一律に実施されました。保険料は原則として、三ヶ月分を直接役場に納付する。三ヶ月分を直接役場に納付する。加入者の便宜を考えまして、保険料納付を加入会にお願いして集金を実施することになりましたから御承知下さい。

但し、本人の希望により、加入会に納入することも出来ます。次に納付方法をお知らせ致します。

一、加入会を通じて納入する方法
加入会の方が直接加入者宅を訪問してきめられた保険料(三十五才未満の方は月一〇〇円)を集金致しますから納入された時は領収証をお受け取り下さい。(この領収証が保険料を納入した証拠となりますので大切に保管して下さい。)

二、国民年金手帳は役場であつたおき保険料納入によつて印紙を貼り検認して四ヶ月毎(七月、十月、一月、四月)に加入会を通じて皆さん方に納入の確認をして頂くこととなります。手帳を役場であつたおき、その証拠として国民年金手帳保管証をお渡し致します。

三、本人の希望によつて直接保険料の納付をする方法
本人の希望は、常時留守或は出張等で加入会の方による事が困難と思われる方は、直接役場年金係より印紙を購入して、手帳に貼つて三ヶ月に一度(検認を受ける月、七月、十月、一月、四月)役場で検認を受けて下さい。

この方法による場合は、年金手帳は本人が保管していたことになり、今月中に加入会の方々が伺い致しますから、その際どちらかの希望する方法を申して下さい。

◎注意事項
一、町内で住所が変わつたとき或は転出、死亡、又は他の恩給、厚生年金等へ加入したときは必ず役場年金係に届けて下さい。
二、年金手帳は二月末日まで加入された方が今月回配布されたので、三月以降加入された方は、五月下旬に配布される予定です。
その他わからないことがありましたら、役場国民年金係にお問合せ下さい。
福生町役場国民年金係

福生町小口事業資金融資について

御希望の方は役場産業課え……

町内に居住し、健全な商工業を営む方々の事業を育成し、その振興を図るために、小口事業資金の融資を行いますので希望者はいつでも御申込下さい。

記

一、申込者の資格

1町内に引続き二年以上居住し、町議会議員の選挙権を有すること。
2町内に事業所を有し、同一場所にて事業を引続き一年以上営んでいる者を従業員数が二十人以下であること、(法人については、払込資本金が五百万円以下であること)

3町税が年額二千元以上の納税義務者であつて既に納税を経過した町税を完納していること。

4確定な保証人が一日につき一人以上あること。

二、保証人の資格

1町内に引続き三年以上居住し、町議会議員の選挙権を有すること。
2一定の職業を有し独立して生計を営んでいる世帯主であること。

3町税が年額五千円以上の納税義務者で既に納税を経過した町税を完納していること。

4この貸付につき他に保証していないこと。

三、融資の期間十ヶ月以内

四、融資の金額一人四口以内(一口の額は五百円)

五、利率 日歩三銭

六、申込先福生町役場産業課 尚、詳細については役場産業課に御問合せ下さい。

「町税の納付」六月より

「自主納税制度」え

六月から町税の集金(訪問)制度がなくなり「自主納税制度」に変わります。

◎自主納税制度とは

一、役場収入役室へ直接納入する。
二、納税貯蓄組合加入により納入する。
一、出張徴収により納入する。
右の何れかを利用して納付していただくことを自主納税制度といふます。

◎自主納税制度切りかえについてのお願

町の財政はみなさんの税金で六割以上占められております。このように町財政の重要な財源である。税収入を有効に運用する為、今迄実施して来ましたが一部未納者に対する「訪問徴収」はやめました。

いま、では、納期を過ぎ督促状をさしあげても、なを納めない方々のところへは、職員が訪問して集金いたしました。しかし、まじめに納期迄に納入して下さる方については、だまつていたゞき、滞納者には、町の職員が足を運んで徴収に行くというの是不公平であり、又税法に定められた徴税の平等さに欠けます。

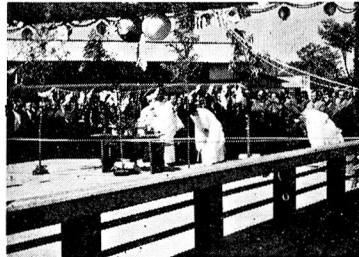
これらの無駄な費用を子どもたちの勉強する教室の修繕や教材の整備、あるいは、町民のサービスを公平に行うため、本年六月より前記の自主納税制度により納付していただくことにいたします。

明るく完納の実施のため、旧に倍する格段の御協力をお願い申し上げます。

永田橋新橋完成

— 都道九十五号線の改修工事 —

東京都の施工により去る昭和三十二年九月二十六日着工した都道九十五号線(五日市し所沢線)改修工事は、永田橋(長さ二四・一五米、巾員六米)及び新橋(長さ二・四米)の橋梁新設を主な工事として、その間を総延長三一・四米の道路で結んで総工費、億七千六百六拾万円を投じて、去る三月三十一日、約三年半の年月を費して芽出た完成を見まして、去る四月二十五日落成式が行われました。



九十五号線は、今后計画される秋多町地区の改修工事の完成を見ることによつて一大部分の利用価値は増大し、福生町と五日市町方面とは大きく接近してくるわけですから。



【写真は落成した永田橋と新橋上の落成式典】

新しい 町会長さん決る

四月一日より町会長さんが変わりましたのでお知らせ致します。各町会別の町会長さんは次の通りです。

- 南内出 野島利一
- 武蔵野 石川松太郎
- 鍋ヶ谷戸一 新井啓次郎
- 鍋ヶ谷戸二 小堺仁七
- 熊牛 川辺忠蔵
- 福牛二 比留間昌三
- 原ヶ谷戸 山崎盛一
- 志茂二 村野勝一
- 志茂一 武藤義勝
- 永田 細谷勝雄
- 長沢一 中村三郎
- 長沢二 杉本皆雄
- 加美二 町田篤一
- 加美一 大沼秀伍
- 本町一 原島宏
- 本町二 大沼秀吉
- 本町三 塩野鉄之助
- 本町四 清水万吉
- 本町五 町田政寿
- 本町六 竹島利助
- 本町七 小林豊吉
- 本町八 谷谷群平

町会長協議会 役員改選

- 町会長さんで組織されて、協議会の役員も新しく次のように改選されました。
- 会長 杉本 皆雄
 - 副会長 町田 政寿
 - 副会長 関野 米吉
 - 理事 熊川 地区
 - 福生 地区
 - 本町 地区
 - 野島 利一
 - 小堺 盛一
 - 山崎 盛一
 - 村野 格
 - 大沼 秀伍
 - 高崎 豊吉

議会報告

町議会議長等改選

第四回臨時議会

第四回福生町議会議長等は去る四月二十六日(午後一時)から開かれ、任期満了による町議会議長、各常任委員会、特別委員会等の委員改選が行われた左のような決定を見ました。

議長

石川信義、副議長 渡井 明

常任委員会

総務委員会◎高橋千春◎高木惣八、箕本益夫、平井賢治、大久保、郎、米泉薫、田村祐一

建設委員会

◎斎藤貞◎岸度、山下久吉、山下幸三、清水 吾一、細淵晋一、高橋彦市

厚生委員会

◎磯村武夫◎斎藤博、村野弘、渡辺継三郎、吉田清、中西虎蔵、西村光人

特別委員会

議会運営委員会◎村野弘◎細淵晋一、斎藤貞一、岸度、高木惣八、磯村武夫

水郷八、磯村武夫

市場運営委員会

◎渡辺継三郎◎平井賢治、箕本益夫、清水 吾一、米厚薫、中西虎蔵、石川信義、渡井明

商工業者対策特別委員会

◎山下久吉◎細淵晋一、山下幸三 中上げます。

議長就任にあたって

福生町議会議長 石川 信義



町民の皆様にご挨拶

私も、議員になって六年、この間皆様の絶大な御指導と御鞭達によりまして、お蔭をもちまして大過なく勉めさせて頂きました。この経験を生かして、発展途上にあります。

町民の皆様何卒絶大な御指導と御鞭達を賜りますようお願い申し上げます。未筆ながら、町民皆様の健康と御繁栄をお祈り申し上げます。議長就任の御挨拶といたします。

議決事項

中西虎蔵、西村光人、高橋彦市
商職対策特別委員会
◎吉田清◎斎藤博、高橋千春、大久保一、磯村武夫、田村祐一
◎委員長、◎副委員長

◎契約締結同意方について
1上水道事業多摩台水源改築工事契約金貳百九拾万圓を承認。

2町立福生中学校特別教室備品購入契約金壹百四万圓を承認。

◎町立第四小学校プール建設事業について

福生町、町政並に議会運営が議長に御推せしむべき議長として公正な立場を堅持し不偏不党、大和の精神をもつてこの重責を果すべく懸命な協力をする決心であります。

福生町の文化連盟主催、福生町役場により永田橋完成記念写真大会とお呼び催されます。町民の皆様は近接町村の皆様と多数御参加下さるようお願い申し上げます。

尚、当日は両用紙と記念パッチを参加者全員に差上ります。

一、日時 六月十一日(日)午前九時〜十二時
(雨天の場合十八日)
二、場所 永田橋
三、賞 町長賞、教育委員会賞、文化連盟賞
商職賞、べんてる賞。

6月の

電波の日(1日) 国民大業に電波に関する科学知識普及して今後の発展に資するため、記念電波功労者の表彰が行なわれる。(郵政省、日本電信電話公社)

気象記念日(1日) おお国の気象業務は気象災害の防止軽減を目標として研究施設や防災活動の増進などを機軸に周知することになっていく。(運輸省、気象庁)

計量週間(1月7日) 計量記念日(7日) 計量週間(1月7日) 計量記念日(7日) 計量週間(1月7日) 計量記念日(7日) 計量週間(1月7日) 計量記念日(7日) 計量週間(1月7日) 計量記念日(7日) 計量週間(1月7日) 計量記念日(7日)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

6月の

電波の日(1日) 国民大業に電波に関する科学知識普及して今後の発展に資するため、記念電波功労者の表彰が行なわれる。(郵政省、日本電信電話公社)

気象記念日(1日) おお国の気象業務は気象災害の防止軽減を目標として研究施設や防災活動の増進などを機軸に周知することになっていく。(運輸省、気象庁)

計量週間(1月7日) 計量記念日(7日) 計量週間(1月7日) 計量記念日(7日) 計量週間(1月7日) 計量記念日(7日) 計量週間(1月7日) 計量記念日(7日)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)

労働者の技能と地位(木定) 労働者の技能と地位を高めるため、生産加工に従事する労働者の技能検定が今年二月に受け行なわれる。一部職業については六月に受け行なわれる。その実施要領を周知徹底させることになっていく。(労働省)